

行政基礎研修 Q&A集

【県土整備部関連法規研修】

4. 下水道法基礎について

Q1:上野村は下水処理を行っていないのに下水の普及率が上位というのはどういうことですか？

A1:「下水の普及率」ではなく、「汚水処理人口普及率」で、上野村は上位に位置しています。
県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などを含めた「汚水処理人口普及率」の向上に努めています。(テキストP23～25)

Q2:普及率を上げるために具体的にどのような対策を行えばよいのですか？

A2:「IV-5 群馬県の汚水処理人口普及率について」(テキスト P25)で示しているとおり、汚水処理人口普及率を上げるためには、下水道と浄化槽の普及率を伸ばす必要があります(農業集落排水とコミュニティ・プラントは既に整備が完了しているため)。

特に、下水道の普及率を伸ばすためには、市町村が管理する「公共下水道」(テキスト P3)の整備を進める必要があります。

また、「II-4 下水道法における汚水処理の義務」でも触れていますが、「排水設備の設置(下水道への接続)」、「合併処理浄化槽への転換」などを各個人に進めていくための啓発が重要になります。

ぐんま・県土整備プラン2020(政策 5)で示されているように、「美しく良好な環境の保全」を目指すには、県の施策と合わせ、市町村事業の促進や県民意識の醸成も課題であると考えます。